

被保険者の皆様へ

セイコー健康保険組合

年度が改まり、就職・就学による被扶養者の異動や住所変更が生じる時期となりました。

該当される方は、速やかに当該書類をご提出くださいますようお願いいたします。

## ■ 被扶養者の異動

就職や収入超過等で家族が被扶養者でなくなる場合は、速やかに事業主(勤務先の人事総務担当部門)へ「被扶養者(異動)届【削除申請用】」を提出し、「保険証」を返却してください。

なお、令和6年12月2日以降に資格取得された方で「資格確認書」をお持ちの方は「資格確認書」をご返却ください。

※就職したときやパート先等で健康保険に加入したときは、健康保険の資格取得日が扶養の削除日になりますので、就職先で交付された「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピー(保険者名、資格取得年月日、記号・番号等、新しい資格情報が確認できるもの)を必ず添付してください。

「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」はすぐに交付されない場合もあります。その際コピーは後日提出でも結構ですので、異動届と旧「保険証」(場合により旧「資格確認書」)のみ先にご提出ください。

※国民健康保険へ加入される場合は資格喪失証明書を発行しますので「被扶養者異動届」にその旨をご記入ください。

## ■ 住所・銀行口座の変更

住所や銀行口座に変更があったときは、「住所変更・振込依頼書(新規・変更)届」をご提出ください。

※市区町村の合併や住居表示の変更による異動、勤務先変更や就学により別居することになった場合等、被保険者および被扶養者の住所に異動があった場合は必ずご提出ください。

住所変更による「保険証」や「資格確認書」の更新はありません。裏面の住所欄はご自身で訂正してください。

※銀行口座は健康保険組合からの給付金支給の際必要です。統廃合による支店名の変更や改姓による名義変更等の場合も必ず変更届をご提出ください。

## ■ マイナ保険証

経過措置の終了に伴い、現在の「保険証」は本年12月2日から一切使えなくなります。

また、マイナ保険証をお持ちでない方が交付を受けた現在の「資格確認書」の有効期間も同様に本年12月2日までとなっています。まだマイナ保険証に切り替えていない方は、できるだけお早目にマイナンバーカードの保険証利用登録をお済ませください。登録方法は、別紙をご参照ください。

ご不明な点がございましたら健康保険組合(電話 03-3564-5480)までお問い合わせください。